

V 台湾企業の中国進出に関する一考察

施 學 昌

はじめに

- 1 中国指導者の発言にみる対台湾政策の原則
- 2 台湾企業の中国進出と台湾政府の対応
- 3 ECFA の締結
- 4 台湾企業の中国進出による影響

おわりに

はじめに

かつて、台湾海峡を挟んで「大陸反攻」、「台湾解放」で応酬し冷厳な軍事的対峙をしていた台湾と中国の間では、近年、双方の軍事や政治の緊張緩和を受けて、経済交流を始め、文化、人などの交流も活発に行われている。様々な分野におけるこれらの交流が、中台双方の関係発展に多大な貢献をしていることは否定できない。

1970年代に、台湾は、空港や港、鉄道の電化、高速道路、原子力発電所などの社会インフラの建設と造船所、製鋼所の建設を中心とした「十大建設」を推し進めた。その結果、従来の農業、軽工業中心の産業構造が重工業化へ転換し、経済が急速に成長した。1980年代に入り、台湾は、同様にアジアに位置する韓国、シンガポール、香港とともに、アジアの新興工業経済地域（NIEs）の一員と目されるようになった。一方、その頃の中国では、「文化大革命」で国中が疲弊したなか、政権中枢に復帰した鄧小平が中心となり、「改革・開放」政策のも

とで社会主義市場経済を推進し、経済再建に取り組んでいる時期でもあった。

台湾の経済成長に伴い、人件費や用地代、外国為替レートなどの上昇が産業全体のコスト増を招来する。1979年1月1日に米国との国交樹立を実現した中国は、対台湾統一工作の一環でもあるが、経済の立て直しに台湾の資金を誘致し始める。このため、台湾の企業に対して、中国の中央政府と地方政府は、積極的に廉価で豊富な労働力や土地を提供するだけでなく、政策や行政面においても様々な優遇策を次々と打ち出した。

その時代の中台間の関係を考えると、台湾は戦時体制下にあることを明白に象徴する「戒嚴令」、「動員勦乱時期臨時條款」が1947年と1948年から相次いで実施されており、敵人である中国への投資は、そうした時代背景では重大な犯罪行為にあたる。初期では、少数ながら危険や困難を覚悟して第3国経由で中国への投資や貿易を秘かに行う企業が出現した。

今日、わずか30年ほどで経済が大きく変貌し、米国に次ぐ世界第2位の経済大国までに登り詰めた中国は、台湾にとって第1位の輸出相手国となり、また第1位の投資相手国でもある。このように中台間の経済関係が進展するにつれて、台湾の対中国経済依存度が高まり、中国の影響を受けやすくなる。換言すれば、「中台統一」を最終目的としている中国は、「以経促統」（経済活動を通じて中台統一を実現する）という手段を用いて、台湾に一段と強い圧力をかけるなか、その対処を一步間違えれば、台湾の興亡や経済活動が危機的事態に陥ることになる。

以上を踏まえて、本論文は、まず米中外交関係樹立後、中国指導者の台湾政策に関する発言を概観することで、中国の対台湾政策の立脚点を明らかにする。次に、中国の政策による台湾企業の中国進出状況の推移と台湾政府の政策変転を分析しながら、2008年5月に馬英九政権成立後、2010年に締結されたECFA（中台経済協力枠組み取り決め、Economic Cooperation Framework Agreement）（台湾側表記：兩岸經濟合作架構協議、中国側表記：两岸经济框架协议）の持つ意味とそれによる影響を検討する。その後、台湾企業の中国進出に伏在する間

題を考える。

1 中国指導者の発言にみる対台湾政策の原則

1970年代初頭、国際連合脱退や日本など主要国との相次ぐ国交断絶は、国際社会における台湾の地位に衝撃的な影響を与え、孤立化をもたらした。こうしたなか、台湾は、政府レベル交流の代わりに、民間レベルでの人的交流や経済交流、文化交流を展開・強化することで、国際社会との関係維持に腐心してきた。同時に、国際政治において危機的な状況に追い込まれた台湾政府は、国内で「十大建設」に着手することでわずか数年の間に産業構造を一変させ、台湾を「NIEsの優等生」といわれるまで経済力を大幅に改善した。しかし、これまでの中台関係は相変わらず政治面や軍事面などにおいては厳しいものであった。

1979年1月1日に、台湾にとって政治的にも経済的にも軍事的にも最重要な米国は、台湾との外交関係を断絶して中国と国交を樹立した。米中間の国交樹立は、台湾にとって国際社会における地位がさらに苦境に立たされるが、中国にとっては、強力な後ろ盾を失った台湾に対して従来の軍事力中心の手段とは異なった方針で、台湾を揺さぶるきっかけとなる。

(1) 「台湾同胞に告げる書」

米国との関係樹立を実現した中国当局は、国交樹立したその日に『人民日報』において全国人民代表大会常務委員会名義で「台湾同胞に告げる書」¹⁾を発表し、従来の「武力による台湾解放政策」から「平和統一政策」への政策転換を宣言した。この文書において中国は、本日より1958年以降続いてきた、台湾の支配下にある金門・馬祖諸島への砲撃中止²⁾を明らかにするとともに、台湾に対し主として、「一個中国」（一つの中国）のもとで中台間の軍事対峙の終結、「通商・通郵・通航」という内容からなる「三通」、学術・文化・スポーツ・科学技術の交流という「四流」を呼びかけた。

台湾の蔣経国政権は、中国の「三通・四流」の提案に対して、「三不政策」、すなわち「不妥協（妥協せず）」、「不接触（接触せず）」、「不談判（談判せず）」で応じた。

(2) 葉剣英の対台湾工作方針

「三通」の提案は台湾側に拒否された形になったが、これに引き続き、1981年9月30日に全国人民代表大会常務委員会葉剣英委員長は新華社記者に対して、「台湾同胞に告げる書」をさらに踏み込んで「中台平和統一」目標を実現するために、以下の9条からなる対台湾工作方針を発表した³⁾。

- ①中台平和統一のために、中国国民党（国民党）と中国共産党が対等の立場で交渉を行い、第三次国共合作を実施する。
- ②通郵、通商、通航、親族訪問、旅行、学術、文化、スポーツの交流に関する協議の達成を提案する。
- ③中台統一後、台湾は、特別行政区として高度な自治権を有するとともに軍隊の保留を認める。政府は台湾地区の事務を干渉しない。
- ④台湾の現行の社会、経済制度、生活方式を変えず、諸外国との経済、文化関係を変えない。私有財産、家屋、土地、企業所有権、合法的な継承権、外国投資は侵害されない。
- ⑤台湾の当局と各界の代表人士は、全国の政治機構の要職に付き、国家の管理に参加することができる。
- ⑥台湾地区が財政困難に直面するとき、政府は事情を勘案して援助する。
- ⑦大陸に定住を希望する台湾人民や各界人士に対して、適切に対処し、差別を受けず、往来の自由を保証する。
- ⑧台湾の工商業界人士による大陸投資、各種の事業展開を歓迎し、その合法的権益や利潤を保証する。
- ⑨台湾の人民、各界人士、民衆団体が様々なチャンネルを通じて、提案をしながら国是についてともに議論することを歓迎する。

(3) 鄧小平の「一国二制度」と「平和統一」

これまでの対台湾政策を踏まえて、1982年1月11日に、鄧小平は米国華人協会主席李耀基との会談の席で、「対台湾9条方針は、葉劍英副主席の名義で提出されたものであるが、事実上、それが一つの国に二つの制度であり、互いに相手の制度を破壊しない」と述べ、初めて国家統一実現の前提として「一国二制」（一国二制度）について言及した⁴⁾。この発言に引き続き、翌年の6月26日に、鄧小平は、米国のイースト・ウェスト大学楊力宇教授との会見のなかで、後日「鄧6点」と呼ばれるものを提起した⁵⁾。その概要は、次の通りである。

- ①問題の核心は、中台統一である。平和統一はすでに国共両党の共通言語となっている。
- ②台湾の「完全自治」に賛成しない。完全自治は、「一つの中国」でなく、「二つの中国」を意味する。
- ③中台間の体制の相違は認めるが、国際的に中国を代表するのは中華人民共和国だけである。
- ④台湾は統一後、一地方政府となり特別行政区として独立性を保ちながら大陸とは異なった制度を実施できる。司法の独立や大陸にとって脅威にならない軍隊の保有は可能である。また、大陸からの軍隊や行政要員の派遣はしない。台湾の政党・政治・軍隊等の組織は台湾自身で管理する。その上、中央政府は台湾のために定員枠を用意しておく。
- ⑤平和統一は、互いに相手を併合するというものではない。「三民主義統一中国」（「民主主義」、「民生主義」、「民族主義」からなる三民主義による中国統一）は、現実的ではない。
- ⑥統一を実現するために、国共両党が平等な会談を行い、中央と地方の交渉に触れることなく、「第三次国共合作」を実施する。双方の協議が達成した後、正式に公表すればよい。しかし、外国政府による干渉は、どうしても許してはならない。そうなれば、中国が未だに独立していないことを意味し、それによる災いは限りないものとなる。

こうして「一国二制度」と「平和統一」が中国の対台湾政策策定における指導原則を確立したといえる。この二つの原則のもとで「中台統一」の実現に、中国は台湾に対して経済面での圧力をかけることになる。

(4) 楊尚昆の発言

1990年12月6日～12日に北京で開催された「全国対台湾工作会議」のなかで、楊尚昆は、中台間の経済交流の発展について次のようなことを指摘している⁶⁾。

- ①中台間の関係を発展させるために、経済・貿易や各種交流を重点として、「経済をもって政治を促し、民で官を促して」（原文：以經濟促進政治，以民促官）中台間の交流を中台統一と四つの近代化建設に有利な方向に発展させるように仕掛ける。
- ②中台の平和統一という戦略から台湾に対する経済・貿易工作の意義を認識しなければならない。双方の経済貿易往來を発展させながら中台を緊密に結びつけることは、台湾の分離傾向を抑え、平和統一を促す有力な手段である。

楊尚昆の以上の発言は、中国が台湾との経済・貿易交流を中台統一の促進と「台湾独立」の阻止という政治目標の達成とともに、台湾の資金を吸収して「四つの近代化」（工業、農業、国防、科学技術の近代化）に利用すると位置づけていると考えられる。

(5) 江沢民の新春講話

「一国二制度」、「平和統一」のこれまでの路線を踏襲しながら、1995年1月30日に、中国共産党中央台湾工作弁公室と國務院台湾事務弁公室の新春茶話会で江沢民は、「中台統一事業の達成を促すために引き続き努力せよ」という題で講演し、そのなかで中台間の現段階の発展を勘案し平和統一を推し進める8項目（江8点）を想起している⁷⁾。

- ①「一つの中国」を堅持することは、平和統一を実現する基礎と前提である。

中国の主権と領土の分割、台湾独立論等については断固反対する。

- ②台湾が外国と民間レベルの経済文化関係を発展させることに異存はないが、台湾による「二つの中国」、「一中一台」を目的とする「生存空間の拡大」活動には反対する。
- ③中台間の和平統一に関する交渉を進めることは、これまでの一貫とした主張である。双方は和平統一の実現の第一歩として「一つの中国」原則のもとで、敵対状態の終結について交渉を始めることを提案する。
- ④武力使用の放棄はしないが、これは台湾人民に向けたものでなく、統一を干渉したり台湾独立をはかる外国勢力に向けたものである。
- ⑤21世紀の世界経済の発展に向き合って、中台間の経済交流と協力を大々的に発展させなければならない。政治面での不一致が双方の経済協力に影響を及ぼさない。互惠原則において台商の投資・権益を保護する民間レベルの取り決めについての交渉や締結に賛成する。
- ⑥中華民族が創造してきた5千年の文化は、全中国人を結びつける精神的な絆であり、平和統一を実現する重要な基礎でもある。
- ⑦台湾人民の生活様式や自主性を尊重し、すべての権益を保護する。
- ⑧双方の指導者による相互訪問を歓迎する。中国人のことは外国人の力を借りず、我々皆です。

(6) 胡錦濤の発言—民進党政権へのけん制

2000年3月に行われた台湾の総統選挙で、初代の民選総統の李登輝の後継者として国民党の連戦候補が独立色の強い民主進歩党（民進党）の陳水扁候補に敗れ、台湾の歴史においては国民選挙による初の政権移転が実現された。中国は民進党に対して、民進党以外の政党、経済界等への接近手法を利用して民進党の孤立化を図ろうとした⁸⁾。

2003年3月15日に、第10期全国人民代表大会第1回会議において胡錦濤が国家主席に選出され、就任した。同18日に彼はこの会議で、中国の統一を中国人

の共通願望とした上、従来の「一国二制度」を堅持しながら、中台間の経済や文化交流、人的往来を推進し、台湾問題の早期解決や統一のために引き続き努力していくという方針を発表した⁹⁾。

また、2004年3月の総統選挙で国民党の連戦候補が僅差で再び敗北し、陳水扁が総統に再選された。陳水扁は、1期目の総統任期中の2002年8月3日に東京で開催された第29回世界台湾同郷連合会年会の挨拶で、台湾はすでに一つの独立主権国家であるから中国とは「一辺一国」（それぞれ別の国）であり、いわゆる「一つの中国」や「一国二制度」は到底受け入れられないことを強調している¹⁰⁾。

陳水扁政権の独立傾向をけん制するために、中国は2005年3月14日に「台湾独立の阻止」「平和統一の実現」を理由に10条からなる「反国家分裂法」を公布し即日施行し、中国の意図に反する台湾の動きに揺さぶりをかけようとする。反国家分裂法の制定に対する「国際的批判」を予想してか¹¹⁾、この法律の発表前に、胡錦濤は3月4日に、近年の台湾の時局に鑑み、四つの意見を発表した¹²⁾。

- ①「一つの中国」原則を堅持することは、中台関係を発展させ、「平和統一」を実現する基礎である。「一つの中国」原則と「92コンセンサス」¹³⁾（九二共識）の承認、台湾独立活動の中止さえすれば、中台関係や統一問題を話し合う。
- ②平和統一のための努力は決して放棄しない。平和統一は双方が対等な立場に立ち、統一について議論し合うものである。
- ③台湾人民に希望を寄せるという方針の貫徹に変化は無い。台湾人民や中台間の交流に有利なことは最善の努力を尽くす。
- ④台湾独立分裂活動反対については、決して妥協しない。

(7) 国共トップ会談

2005年4月29日に、国民党の連戦主席は、北京市内の人民大会堂で中国共産

党の胡錦濤総書記と60年ぶりの国共トップ会談を行い、「92コンセンサス」の堅持と「台湾独立」への反対を基礎にして、中台の敵対状態の終結や経済交流の拡大を目指し、以下の5点を含む共同声明（連胡公報）を発表した¹⁴⁾。

- ①速やかに中台間の話し合いを回復する。
- ②敵対状態の終結を促し、和平のための協議をする。
- ③中台の経済交流拡大のために、経済協力メカニズムを構築する。
- ④台湾の民衆の関心がある国際活動問題について話し合う。
- ⑤党と党の定期的な交流プラットフォームを構築する。

2005年の連胡会談に続き、2006年4月16日に、国民党主席から退いた連戦は、国民党名誉主席の肩書きで胡錦濤と二度目の会談を行った。席上、胡錦濤は改めて「92コンセンサス」という基礎に立脚して中台関係の発展について新たに4つの提案をした¹⁵⁾。

- ①「92コンセンサス」の堅持は、中台の平和発展の重要な基礎である。
- ②中台人民の福祉を図ることは中台関係の平和的発展を実現する根幹である。
- ③双方に利益をもたらす経済や貿易での相互交流や協力を深化させることは中台の平和発展を実現するための有効な方法である。
- ④長期的な視野に立ち建設な態度で対等な対話や話し合いを進めることは、中台の平和的な発展の実現に辿らなければならない道である。

(8) 馬英九政権成立後の対台湾政策

2008年3月の台湾総統選挙で、中国との三通の開放、経済交流、人的交流などの拡大、中国資本の開放、中国への直接投資規制の緩和などを公約とする国民党馬英九候補が、民進党の謝長廷候補を破り、第12代総統に当選した。馬英九政権の成立で、中台間の経済・貿易、文化など、多分野にわたる交流は急展開をみせる。前述したように国共関係の改善が実現されているなか、新政権誕生を機に中台関係改善や強化を期待して、2008年12月31日に、胡錦濤は、「台湾同胞に告げる書」発表30周年座談会で今後の対台湾政策ともいえる講話を発表

し、以下の方針を提起している¹⁶⁾。

- ①「一つの中国」を遵守し、政治的な相互信頼関係を増進する。
- ②経済面での協力を推進し、共同発展を促進する。一層緊密な中台間の経済協力メカニズムを構築する。
- ③中華文化を発揚し、精神的な絆を強化する。双方の文化・教育交流を進める。
- ④人的往来を強化し、各界との交流を拡大する。民進党が台湾独立分裂活動をやめれば、民進党に積極的に対応する。
- ⑤国家主権を守りつつ、渉外事務を話し合う。「二つの中国」、「一つの中国、一つの台湾」を作り出さなければ、台湾の国際機関への参加については協議する。
- ⑥敵対状態を終結し、平和協定を結ぶ。双方は軍事問題について交流を進め、軍事安全における相互信頼メカニズム構築を研究する。「一つの中国」原則のもとで敵対状態を正式に終結して平和協定を結ぶ。

馬英九の総統就任1周年の2009年5月26日に、胡錦濤は北京で、中国訪問中の国民党の呉伯雄主席と会談し、昨年以後の双方の関係進展に触れながら、新しい出発点に立ち今後の発展について重要な意見を表明している¹⁷⁾。

- ①政治面での相互信頼関係の向上において、双方は「台湾独立」反対や「92コンセンサス」の堅持で相互信頼を形成し、一連の複雑な問題を解決してきた。「中国も台湾もともに一つの中国に属する」ことの堅持には重要なポイントがある。
- ②双方の経済協力においては、今後も経済協力の強化に力を入れる。経済協力協定の締結のキーポイントは、双方の経済発展、人民の利益増進、経済協力メカニズムの構築に利することにある。今年の7月以降、協定締結の準備作業を始める。
- ③双方の文化教育面での交流を深める。
- ④国際機関活動への台湾参加問題の解決は、台湾人民の中国への理解や双方

の関係発展に有用であることを希望する。

- ⑤「先易後難」、「先経後政」というように漸進的に問題を解決し、双方の敵対状態を終結して平和協定を結ぶ。
- ⑥国共両党の交流と対話については、国共フォーラムは成功しており、継続させなければならない。また、海峡フォーラムの開催は双方の民衆の関与と共働を表している。

1979年以降の中国指導者の対台湾政策に関する主な発言を概括すると、それらの発言の中にいくつかの揺るぎない共通原則があるといえる。すなわち「一つの中国」、「一国二制度」、「平和統一」、「台湾独立反対」、「92コンセンサス」である。これらの指導原則のもとで展開される台湾との経済・貿易交流は、一方では台湾の資金を吸収して中国の経済成長に利用するとともに、双方の経済関係を深めることで台湾を「併呑」という最終目的の実現のための手段であると断言できる。

2 台湾企業の中国進出と台湾政府の対応

米中外交関係樹立をきっかけに、中国は、前述した「台湾同胞に告げる書」のなかで、「武力解放」から「平和統一」への政策変更を表明するとともに、台湾に対して「三通・四流」を呼びかけている。「全国人民代表大会常務委員会」名義で発表されたこの文書は、これまで断絶状態にあった中台間の経済関係に風穴を開け、台湾企業の中国進出に門戸を開く端緒となった。

(1) 中台間の第三国迂回経済活動

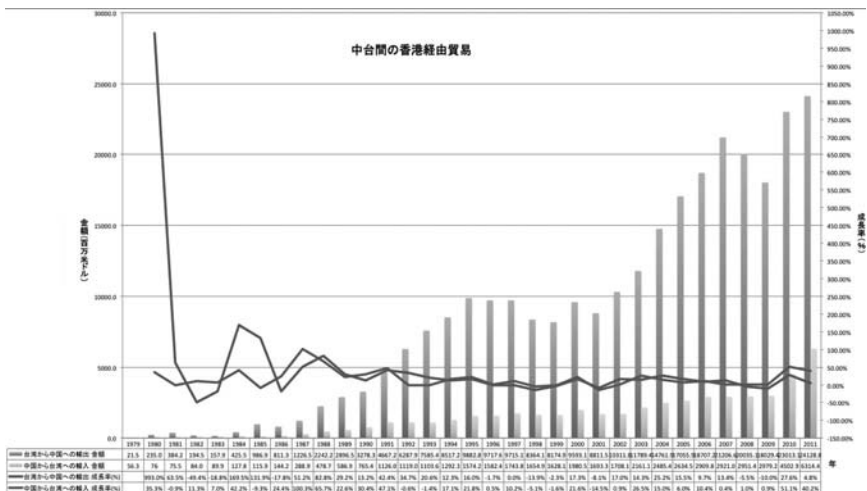
文化大革命後、中国当局が打ち出した「改革・開放」や台湾資本の歓迎・誘致などに対し、台湾側は「妥協せず、接触せず、談判せず」を内容とする「三不」政策で応じた。しかし、中国の中央政府と地方政府による廉価な労働力や土地

の提供、政策や行政での優遇措置を受けられることで、経済成長に伴う土地高、人件費上昇、台湾ドル高などに苦しむ台湾企業は、戒厳令実施下「資匪（利敵）・通匪（敵に内通する）行為」に対する厳罰を覚悟して台湾政府の厳しい規制を潜り、労働力集約型産業の中小企業を中心に、香港等を経由して対中投資や貿易を展開した。1979年から始まった第三国経由の中台間投資・貿易は、それ以降、飛躍的な成長を辿ってきた（図V-1）。今日、台湾にとって、中国は輸入において第2位相手国、輸出において、日本と米国を抜いて第1位相手国までになっている（図V-2・3）。

80年代初頭に、米国と断交したばかりの台湾では危機意識が全国的に高まり、「三通・四流」に対する措置は相当峻厳なものであった。この「三不」政策の背後にある考量について、郭正亮は、次のように指摘している¹⁸⁾。

(a) 安全面での考慮

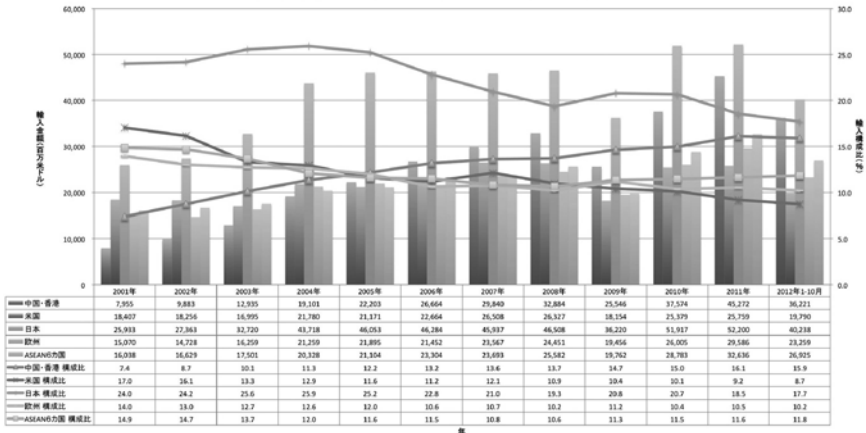
中国は未だに台湾に対する武力放棄をしていないため、「三通」を開放すれ



出所) 行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』No.120、2002年、18頁とNo.229、2012年、20頁より作成
図V-1 中台間の香港経由貿易

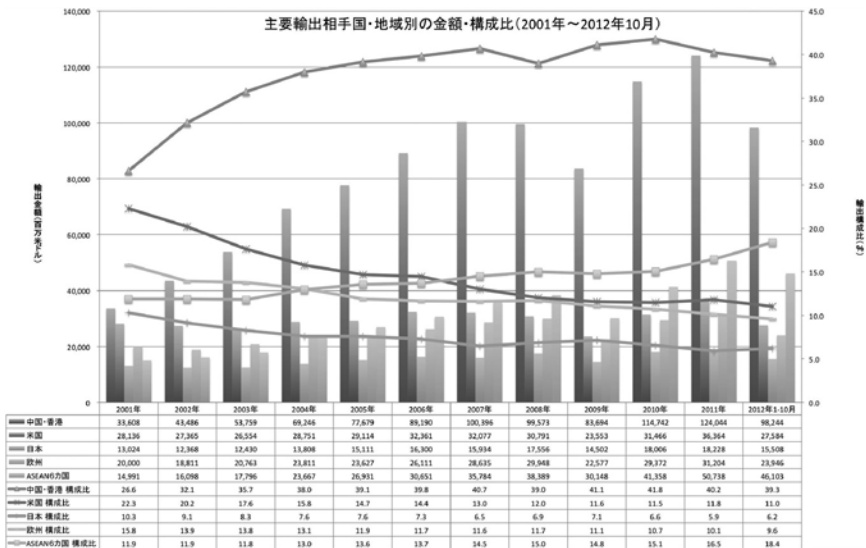
V 台湾企業の中国進出に関する一考察（施）

主要輸入相手国・地域別の金額・構成比(2001年～2012年10月)



出所) 台湾財政部「我國自主要國家（地區）進口金額及年增率」2012年12月

図V-2 主要輸入相手国・地域別の金額・構成比(2001年～2012年10月)



出所) 台湾財政部「我國自主要國家（地區）進口金額及年增率」2012年12月

図V-3 主要輸出相手国・地域別の金額・構成比(2001年～2012年10月)

ば、それによる結果は予測しにくく、また事前対策を講じにくい。直接通商は、中台間の経済貿易統合を加速させ、中国の「以商困政」と「以民逼官」に利する。直接通航は、台湾防衛の縦方向の深さの縮減や対空警戒能力の低下を引き起こし、対空防衛上の空白を作り出し、海上防衛と兵力の配置に影響する。

(b) 交渉条件面での考慮

国力や国際上の地位等において台湾の方が明白に劣勢にあるため、三通に制限を加えることで、中国との交渉において台湾の立場が有利になる。

しかし、こうした情勢の中、香港経由の中台間の貿易の拡大や中国の改革開放が着実に進展しているため、従来の中台政策の基調に変化はないが、台湾政府は対中国の具体方針を規制緩和に踏み切った。1984年に香港・マカオ経由の中国物品貿易制限を緩め、さらに、1985年7月4日に、「三不」政策から方向転換して、事実上、香港・マカオ経由の中台貿易を追認した、「直接通商せず、中国の関係者と接触せず、中継貿易には干渉せず」からなる「新三不」（不接触、不奨励、不干渉）政策を公表した。また、1984年に学術文化面での交流や接触を容認する新方針で、「『三不』政策は次第に形骸化した」¹⁹⁾。

さらに、1987年7月15日に1949年以来施行してきた「戒嚴令」を解除し、同年の11月に台湾住民の中国渡航を解禁した蔣経国総統は翌年の1月13日に逝去した。その後任の李登輝総統は、中台貿易に関しては、基本的に引き続き漸次開放方針をとる。この中台貿易開放は、3つの理由で順調に進められたという²⁰⁾。

①外貨獲得は、資金回転の向上、貿易黒字の維持に有利である。

②輸入開放は、物価の引き下げや生活水準の向上に有利である。

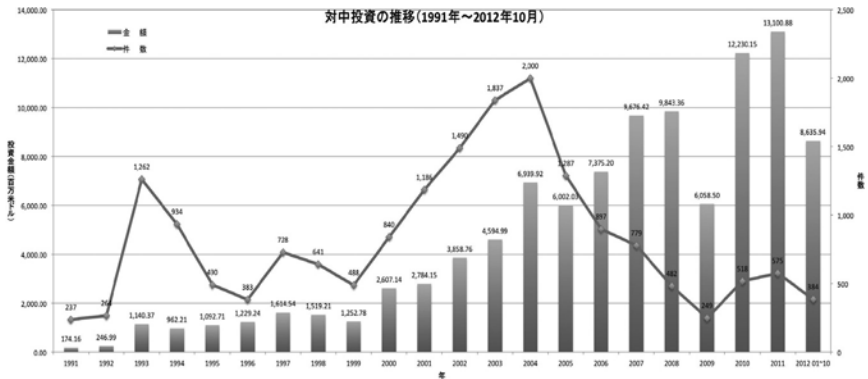
③物品進出は、人の往来が少なく、安全面の問題が少ない。

これに対し、資金の流出や人の往来という複雑な課題が伴うため、1990年10月ようやく第三国経由の中台間投資と貿易を正式に開放した。それ以降、実態不明ととらえられている第三国を迂回して中国への投資を除いて、1991年から2012年11月までの台湾政府が認可している対中国投資は、一貫して高い金

額・件数で推移し（図V-4）、台湾の対外投資の首位を占めている（図V-5）。

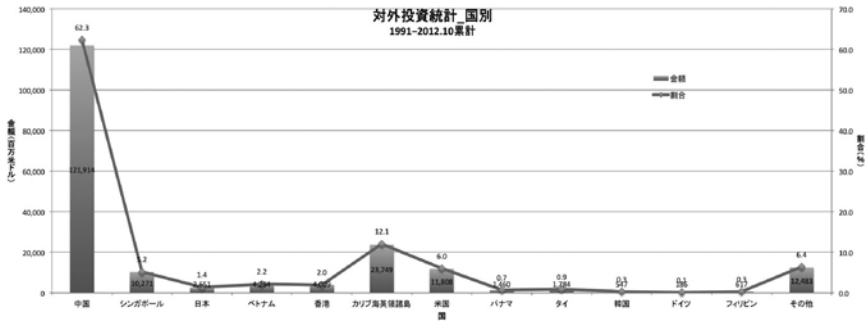
(2) 「南進政策」と「戒急用忍」政策

中国に対する過度投資による台湾経済への影響を最低限に抑えるために、1993



出所) 行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』第136期、2003年12月、26頁、經濟部投資審議委員会「101年10月核准僑外投資、陸資來臺投資、國外投資、對中國大陸投資統計速報」より作成
注) 金額の中には追加認可金額を含めない。

図V-4 台湾企業による対中投資の推移



出所) 行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』第236期、2012年12月、2-12頁より作成

図V-5 台湾の対外投資統計

年11月9日に經濟部は、ASEANの主要国を対中貿易投資の「中継点」とする内容の「南進投資政策説帖」を發表し、翌年、この「南進政策」を「南向政策」と呼称を変えた。

1995年5月、母校のコーネル大学での講演のために、現職の台湾総統でありながら訪米した李登輝に対して、中国は、同年の7月から8月にかけて台湾近海を標的とした弾道ミサイル演習を行った。1996年3月に行われる初の総統直接選挙に際して、中国はまた台湾海域に弾道ミサイルを撃ち込むなど、いわゆる「文攻武嚇」（文章で攻撃し、武力で脅す）行動で台湾民衆、特に李登輝をけん制しようとした。

この中国の「文攻武嚇」は、これまでに中国との経済貿易の交流について穏健ではあるが、対話重視の姿勢を取ってきた李登輝の中国への警戒心を高めてしまい、対中国政策を慎重かつ保守的な方向に転換させた。

中国による一連の「文攻武嚇」後、台湾の大企業による視察団の訪中もなお相次ぐ状態では、産業の空洞化や対中貿易依存度、投資リスクも高くなり、決して好ましいことではない。このため、1996年9月14日の全国経営者大会で、李総統は、中国の「以民逼官」、「以商困政」に対して、「根留台湾」、「戒急用忍」という考え方を示した。その後、「戒急用忍」は規制の意味が強いとのことで、10月21日の国家統一委員会で李総統はその考え方を踏まえて、台湾の国力の強化に重点を置き、「戒急用忍、行穩致遠」（急がず忍耐をもって、穏やかに前へ進む）方針について講演をした²¹⁾。

この方針に従い、經濟部は、資本金が6,000万台湾ドル以下の中小企業に累計投資金額の上限を適用しない、1件当たりの投資金額は5000万米ドルを超えてはならない、中国への公共インフラやハイテク産業への投資を禁止するなどを内容とした許可、禁止、審査基準を作成した。だが、当時の国際情勢変化に合致せず、また中国投資に関する措置も依然として開放の方向をとっているため、「戒急用忍」は期待されたほど台湾企業による中国投資や事業展開を規制できるものではなかった。

(3) 「積極開放、有効管理」から「積極管理、有効開放」

中台間の経済交流が以前にも増して活発になっているにもかかわらず、「三不」政策により人の往来や物の流通は、香港や日本など第三国を経由しなければならない。このため、民間から「三通」解禁への要望が高まっていた。2000年5月に総統に就任した陳水扁は、自身の総統選挙時の主張もあって、2001年1月1日に、離島の金門・馬祖と対岸の福建省アモイに限り、直接通航・通商を認めるという「小三通」を試験的に実施した。これにより中台間の物や人は、限定的でありながら、直接に往来することが可能となった。

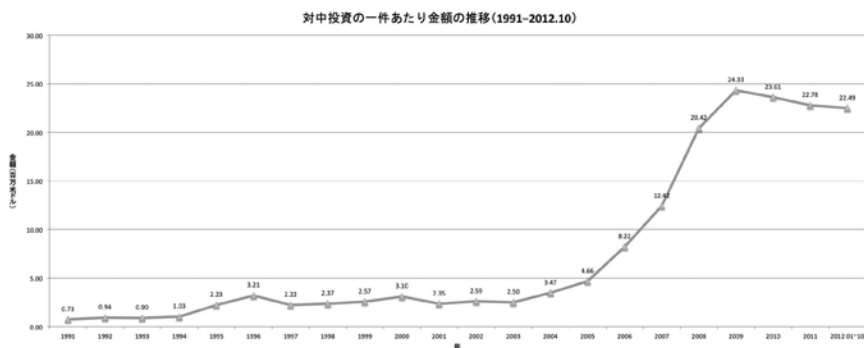
さらに、経済のグローバル化や経済の自由化という世界趨勢とともにWTO加盟目前ということもあり、2001年11月20日に、「戒急用忍」に取って代わり、大幅な規制緩和を内容とする「積極開放、有効管理」政策を打ち出した²²⁾。この新政策は主として以下の内容からなっている。

- ①大陸投資を「一般」と「禁止」に分類する。
- ②一件当たり5,000万米ドルの累計投資額上限を撤廃する。
- ③投資禁止項目を明示し、禁止対象となっていない製品や事業分野はすべて「一般」に分類して中国への投資申請を認める。企業の要望を勘案して定期的に製品や事業分野の見直しを行う。
- ④従来第三国経由という間接投資規定を撤廃し、中国への直接投資を開放する。
- ⑤累計投資金額を緩和する。
- ⑥審査方式：一件当たり累計投資金額が2,000万米ドル以下の場合は簡易審査による。一件あたりの累計投資金額が2,000万米ドルを超える場合は、重要案件として審査する。
- ⑦海外資本市場で調達した資金による中国への投資上限を40%に引き上げる。
- ⑧台湾へ資金還流を促進するために、中国投資累計金額からその資金を差し引く。
- ⑨対中国投資累計金額が2,000万米ドルを超える企業または案件については、

財務諸表や投資執行状況の定期報告、資金流動追跡の強化で、対中国投資後の管理を強化して財務の透明化を図る。

2000年度の対中投資金額は、前年度の2倍強の増加であったが、陳政権の「積極開放、有効管理」政策で2002年度以降の対中投資金額と件数は、急速に増加し（図V-4）、1990年代半ばからはほぼ横ばい状態で推移してきた一件あたりの投資金額も次第に増大方向へ進むようになっている（図V-6）。さらに、「戒急用忍」政策が実施されていた1996年から対中投資はある程度抑止されたが、陳政権によるこの政策の実施で、特に資本集約型、技術・知識集約型のハイテク・先端産業に属する電子部品やコンピュータ・電子製品・光学製品等の製造業は対中投資を格段に拡大した。表V-1に示されているように、対中投資累計金額が上位を占めている20業種の変化をみると、それらの業種による対中投資の拡大傾向は明白である。

従来、対中輸出は主として香港を経由して行われてきたが、2002年を境に対香港輸出依存度が低下し始め、それとは対照的に中国への直接輸出が急増した。2004年について対中国と対香港の貿易依存度が逆転した。裏を返せば、対中直接輸出が可能になったため、香港経由貿易の重要性が相対的に低下したといえ



出所) 行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』第236期、2012年12月、2-2頁より作成

図V-6 対中投資の一件あたり金額の推移

V 台湾企業の中国進出に関する一考察（施）

表V-1 業種別対中投資推移（1991-2012.10）

単位：千米ドル

業種	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012.10-11
13 食品製造業	19,208	41,389	276,883	99,826	109,047	86,932	289,599	65,065	52,311	32,318	42,310	115,393	286,404	71,394	46,246	71,392	63,619	188,733	336,957	198,217	202,355	113,045
15 紡織業	21,503	22,038	140,789	38,707	38,929	87,431	179,624	123,181	29,513	40,788	37,452	144,453	341,792	130,115	148,479	110,092	103,361	103,342	60,934	114,602	84,177	71,489
20 革・毛皮製品	7,619	18,384	259,940	17,957	10,532	2,590	189,774	43,055	7,624	4,191	10,235	61,291	122,162	51,032	41,863	67,170	56,200	27,224	37,588	82,686	154,726	86,066
18 パルプ・紙張	1,428	6,710	68,427	10,134	19,770	25,227	85,101	27,440	26,762	32,894	85,148	145,160	102,021	126,876	123,662	63,536	178,810	172,999	143,162	81,942	154,489	39,994
6 化学材料	1,298	3,143	68,878	54,178	75,280	78,789	88,105	92,428	85,573	80,884	123,005	373,199	463,441	338,282	299,109	399,901	141,645	443,439	212,440	187,926	832,680	113,998
19 化学製品	1,600	8,557	90,482	32,056	11,286	12,815	124,434	40,071	53,122	25,094	31,209	82,889	105,112	77,418	60,290	138,399	107,609	31,240	79,130	56,807	203,047	166,200
7 プラスチック製品	17,064	32,619	215,175	62,063	60,736	63,285	316,266	62,825	96,340	182,410	132,351	300,072	389,171	260,055	249,866	219,756	383,748	496,519	360,978	415,063	374,929	138,507
8 非金属鉱製品	5,714	4,476	185,438	32,607	47,016	35,940	383,641	87,872	33,752	83,524	106,981	214,841	61,416	421,313	179,576	386,827	231,452	223,749	194,146	791,772	555,177	329,355
12 基本金属	155	338	33,299	20,499	12,716	34,833	32,890	6,362	8,250	41,431	42,110	79,008	159,886	76,316	91,704	177,949	317,895	728,02	94,016	338,945	283,873	206,207
5 金属製品	9,164	8,826	196,469	66,079	103,687	91,890	335,710	124,764	96,734	138,265	149,140	540,145	548,706	638,210	542,248	442,483	399,457	247,785	215,952	407,248	396,990	185,143
1 電子部品	4,995	1,528	110,666	40,769	101,889	88,429	283,525	281,402	154,029	412,398	600,559	1,087,323	815,821	1,482,225	830,106	1,038,566	2,428,286	2,691,317	1,800,294	4,854,494	3,467,195	1,907,519
2 ソフトウェア・電子部品・光学製品	13,026	11,289	140,821	48,264	55,175	115,059	313,645	341,687	271,329	698,776	492,948	1,082,716	976,452	1,139,980	1,243,897	1,472,132	1,688,385	1,783,202	1,019,404	1,233,374	1,530,332	1,484,522
3 電力設備	12,617	23,060	234,776	74,714	71,285	85,695	314,595	160,820	118,817	427,457	265,078	629,883	742,074	393,254	560,706	664,726	1,017,009	1,065,871	682,689	502,675	531,224	283,507
9 機械設備	8,588	5,546	86,346	49,023	45,008	54,894	202,660	118,900	44,081	72,545	130,442	286,238	328,088	213,734	332,940	214,726	304,199	473,394	394,518	502,675	531,224	283,507
16 自動車および部品	0	0	24,403	9,583	23,530	31,955	85,425	49,119	10,305	20,077	26,742	116,434	163,489	195,346	150,346	116,188	138,828	98,123	103,244	328,007	330,362	116,863
14 その他の製造業	3,882	16,713	249,719	39,139	24,563	27,577	212,647	49,683	21,449	10,991	29,246	272,110	273,945	136,502	114,899	267,088	150,406	76,370	91,197	121,913	177,184	69,898
4 郵便・小売	200	0	70,755	21,136	56,190	30,285	124,902	85,370	19,748	57,916	117,211	146,857	175,404	183,070	274,288	312,778	411,902	499,106	743,150	1,115,494	1,232,720	1,223,433
17 情報通信・メディア	0	0	3,340	2,538	1,475	11,200	4,601	9,871	7,347	53,491	55,077	88,028	65,402	51,222	106,252	81,166	151,269	324,465	106,845	333,066	282,332	111,336
10 金融・保険	0	0	1,963	28	100	11,799	62,629	1,031	18,210	0	3,162	71,359	82,605	69,877	83,663	84,434	117,948	255,623	48,717	300,376	1,255,828	1,330,221
11 不動産	0	0	2,083	0	0	4,876	5,126	670	1,225	0	330	99	197,011	15,738	13,300	17,803	13,617	28,960	17,200	1,128,284	413,386	1,223,410

出所) 經濟部投資審議委員会「表17 核准对中国大陸投資分業統計表」[101年11月統計月報]より作成
注) 合計金額が上位20の業種を抽出して作成した。

る。しかし、対中投資の急増と呼応するように、中国と香港への輸出依存度を合わせてみると、依然上昇の一途を辿っており、2002年に初めて30%を突破した。近年、それがほぼ40%台で推移して、中国・香港が台湾の最大輸出先となっている（図V-7）。

こうして、約20年の間、中国は台湾にとって最大の直接投資先、輸出先となった。換言すれば、「台湾併呑」を最終目的としている中国への経済依存度の上昇は、台湾の安全と将来を考えると、決して望ましいことではない。

「積極開放、有効管理」政策は結局、「開放」の方に重点が置かれ、「管理」がおろそかにされた。このために、2006年の「元旦祝詞」²³⁾の中で陳水扁自身が認めているように、台湾はリスク増大や深刻な負の影響の拡大に直面している。この反省を踏まえて、陳政権は同年、グローバル化、国際化が進んでいるなか、台湾の主体性や国益の維持、永続的發展を実現するために、「開放」か「縮小」という二極分化的思考を超越して、これまでの「積極開放、有効管理」政策を、「開放」によるリスクを効果的に軽減し、「管理」に力点を置くという「積極管理、有効開放」政策へと方向転換をした。

翌日に、大陸委員会は、この年頭挨拶のなかで発表された政策変更を受けて、



出所) 行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』第236期、2012年12月、2-2頁より作成

図V-7 対中国・香港輸出依存度の推移

「積極開放、有効管理」政策で招来した「①中国への貿易・投資依存度の上昇、②中国に対する資金、技術、人の集中投入がもたらす『産業の空洞化』や『構造的失業』、『給与水準の低下』などの問題、③中国への違法投資、農作物品種や技術の違法移転、国内産業に損害を与える密輸の横行が象徴する貿易秩序の未確立」などの重大問題の改善と、経済の「グローバル化」、「国際化」という戦略目標の実現を徹底させる一方、「中国化」、「中国への依存」を避けることを目標とすると説明している²⁴⁾。

同年3月に、大陸委員会や内政部、經濟部、交通部などの関係省庁が「積極管理、有効開放」政策の実施に関するメカニズムを発表した²⁵⁾。このメカニズムにおいては、①中国人観光客や密入国・強制送還、保証人制度等に関する人的問題、②農産物貿易秩序の強化、農業分野における投資・技術協力の管理の徹底、中国人漁船船員管理の強化等に関する農漁業問題、③違法投資の取り締まりや中国への投資審査制度の改革、管理メカニズムの強化等で中国投資に関する有効管理、研究成果保護のために技術移転と技術者管理の強化等に関する経済問題、④企業の資金の流出入管理、海外や中国における金融機関の支店設置審査の強化、金融機関の与信リスク管理の強化等に関する金融面での問題を管理対象としている。

しかし、この政策は、主に「管理」の強化に重点を置くとなっているが、図V-2～図V-7と表V-1のなかの2006年以降の対中投資や貿易の推移が示しているように、対中直接投資貿易の規模が拡大し、また、投資件数は減少傾向にあったが、一件あたりの投資金額は逆にこれまでにない勢いで急増した（図V-6）。「積極開放、有効管理」に取って代わった「積極管理、有効開放」は、2008年5月の政権交代を迎えても実効性を持たないまま、中国への経済依存度はますます強まった。

3 ECFA の締結

2008年に8年ぶりに政権を取り戻した中国国民党の馬英九は総統選挙時、経済の活性化を促すために、中国との経済交流拡大を公約として掲げていた。総統就任後、馬政権は早々と、台湾企業による対中投資の規制緩和や直行チャーター便の増便、中国人観光客の受け入れ枠拡大などの方針を次々と打ち出し、中国との経済交流の強化に乗り出す。

馬英九の対中経済関係強化政策で、2009年2月22日に経済部長が「两岸経済合作架構協議方案の推進」を発表し、数日後の27日に、馬英九は「年代新聞」のインタビューのなかで、中国との「两岸経済合作架構協議」（ECFA）締結の推進に取り組むことに言及した²⁶⁾。その後、経済部が政府系のシンクタンクである中華経済研究院にECFAが台湾の経済に及ぼす影響に関する評価を委託した。

台湾政府は、中国との経済協力に関する協議の締結の必要性について、3つの目的・背景があると説明している²⁷⁾。

- ①経済貿易正常化の推進：中台双方はともにWTOに加盟しているが、相互間の経済貿易往来においては未だに多くの制約や障害が存在するために、中台間経済貿易関係の正常化をはかる必要がある。
- ②孤立化の回避：世界各国間に約230の自由貿易協定が締結されており、関税の相互免除を実施しているため、台湾は世界各国との自由貿易協定から除外されれば、孤立状態に追い込まれ主要市場での競争力を失う。
- ③経済貿易国際化の推進：協議の締結は、中台間の経済貿易関係が予測可能となるため、台湾企業の世界での事業展開に有利であるとともに、外国企業を台湾に誘致することで台湾をアジア太平洋地域の運営センターになる。

さらに、中台間の現状に鑑みて、この協議を、一般の自由貿易協定形態を取らず、WTO精神を遵守しながら中台間の特性を備える経済協力協議であるとともに、「統一・独立」という政治問題を触れず中台間の経済協力項目のみをとり

V 台湾企業の中国進出に関する一考察（施）

あげると位置づけている。したがって、この協議内容等の交渉は、①対等原則（一国二制度は提起しない）、②単純なことから困難なことへと順次に推進、③推進のタイミング（争点を棚上げして、双方に有利な状況を創出）、④アーリーハーベストと適応期間を組み合わせ、短中長期の需要への配慮、⑤開放品目と保留措置の平行推進で、政策調整の弾力化の維持、⑥リスク管理メカニズムの確立、という6原則に基づいて行われなければならない²⁸⁾。

2月に台湾側が中国とのECFA締結を発表したが、前述したように、5月26日に行われていた呉伯雄と胡錦濤の会談の中で胡は、7月以降協定締結の準備作業の開始を具体的に提起し、ECFAの締結に実質上ゴーサインを出した。

同年の7月29日に経済部長が中華経済研究院に委託したECFA締結による影響の評価報告書を発表した。この報告書では、中台間の経済協力枠組み協議の締結は、農漁業、製造業、サービス業に広範囲に及ぶ影響をもたらすが、全般的にみれば、台湾のGDPの成長を押し上げるほかに、貿易、就業者数、生産高などにプラスの効果を与え²⁹⁾（表V-2）、そして、中台間の貿易自由化と経済協力が台湾の経済問題を解決する契機であるという結論を導き出している³⁰⁾。

台湾側のこうした協議に関する事前評価報告に呼応して、中国商務部も10月13日に、商務部国際貿易経済合作研究院、南開大学、對外経貿大学がまとめあ

表V-2 ECFAによる効果

ECFA全体の経済効果			ECFAアーリーハーベスト効果		
国内総生産 (GDP)	成長率(%)	増加金額(億台湾ドル)	国内総生産 (GDP)	成長率(%)	増加金額(億台湾ドル)
	1.65~1.72	2,265~2,361		0.4	549
生産高	成長率(%)	増加金額(億台湾ドル)	生産高	成長率(%)	増加金額(億台湾ドル)
	2.75~2.83	8,976~9,245		0.86	1900
就業	成長率(%)	増加就業者数(万人)	就業	成長率(%)	増加就業者数(万人)
	2.5~2.6	25.7~26.3		0.64	6
			関税軽減額	金額(億台湾ドル)	
				295	

出所) 台湾經濟部「ECFA 兩岸経済合作架構協議」(<http://www.ecfa.org.tw>)

げた「兩岸經濟合作框架協議研究報告摘要說明」³¹⁾を公表した。同報告では、いくつかの産業へのマイナス影響を認めながら、中台間の經濟協力協議の締結で、貿易障壁撤廃や生産要素の自由移動は、資源の合理的配置で効果と利益の実現につながり、協力の領域や規模、範囲の拡大、貿易投資自由化の加速で中国の經濟貿易の増大に好影響を与えると結論を付けている。

各自の事前評価が揃ったことで、同年11月から中台双方の研究機関は共同研究を着手し、翌年の1月20日にその共同報告を発表した。その中では、協議の締結が双方の經濟発展に好影響を及ぼすことを共同結論とし、また、共同提案もまとめられている³²⁾。

台湾側の対中窓口である「海峡交流基金会」と中国側の対台窓口、「海峡兩岸關係協會」による正式交渉開始が2009年12月12日に決定されたが、双方の研究機関がまとめた結論と共同提案を基礎に、2010年1月26日に中国・北京で両窓口機関は第1回会合を開催した。その後、数回の交渉を重ねて、同年6月29日に中国・重慶で両窓口機関の代表者による「ECFA」の署名と締結が行われて、約3か月後の9月21日に、ECFAが発効・施行された³³⁾。

この協議のなかでは双方の企業と民衆に早期にECFAが誘発する便益を享受させるために、アーリーハーベストに関する規定が設けられ、物品やサービス分野において相手側に減税や開放項目を具体的に規定している（表V-3）（表V-4）。アーリーハーベストの金額比例が、1:4.84であり、項目数比例が1:2.02であるため、台湾側に有利な内容となっている。また、関税の減免においては、2011年1月より3年3段階に分けて引き下げ、最終的に関税をゼロにすることとしている（表V-5）（表V-6）。

こうして、1979年以来、蔣経国政権時代の「三不政策」が施行されてから、この間、經濟分野における台湾政府の対中政策は、李登輝政権の「戒急用忍」、陳水扁政権の「積極開放、有効管理」、「積極管理、有効開放」などの「規制」や「緩和」を経て、いくつもの転換を敢行してきた。特に前述したように、2008年以降国民党政権のもとで、中台の經濟關係の緊密化は、台湾の經濟や企業の

V 台湾企業の中国進出に関する一考察（施）

表V-3 中国側のアーリーハーベスト（台湾側の要求リスト）

2009年における台湾から中国への輸出金額：約837億米ドル			金額単位：百万米ドル	
産業	分類	項目数	台湾からの輸入金額（2009年）	輸入全体に占める割合（2009年）
物品総計		539	13,837.54	16.14%
鉱工業品合計		521	13,821.37	16.13%
石油化学	基本原料、特殊化学品、プラスチック原料・製品など	88	5,944.08	6.93%
機械	工作機械、産業機械、その他機械、機械部品	107	1,143.30	1.33%
紡績	各種生地、紡績製品、靴類など	136	1,588.34	1.85%
輸送用機器	自動車部品、自転車完成車と部品など	50	148.44	0.18%
その他	鉄鋼、セメント、染料、運動器材、医療器材、精密機器、金型、金属製品、ガラス、ゴム、電子製品、電機製品、小物家電など	140	4,997.21	5.84%
農漁産品合計	切り花、果物、茶葉、活魚など	18	16.08	0.02%
サービス業		11		
非金融サービス	①会計・監査・簿記サービス、②コンピュータサービス、③自然科学・エンジニアリング研究開発サービス、④会議サービス、⑤専門設計サービス、⑥台湾映画の輸入枠の撤廃、⑦病院サービス、⑧飛行機メンテナンス	8		
金融サービス	①銀行業、②証券・先物業、③保険業	3		

出所) 經濟部工業局「兩岸經濟協議貨品早期收穫計畫」2010年7月20日 (<http://www.moeaidb.gov.tw>)より作成

表V-4 台湾側のアーリーハーベスト（中国側の要求リスト）

2009年における中国から台湾への輸出金額：約255億米ドル			金額単位：百万米ドル	
産業	分類	項目数	中国からの輸入金額（2009年）	輸入全体に占める割合（2009年）
物品総計		267	2,857.64	10.53%
鉱工業品合計		267	2,857.64	10.53%
石油化学	基本原料、特殊化学品、プラスチック原料・製品など	42	328.69	1.21%
機械	工作機械、産業機械、その他機械、機械部品	69	473.97	1.75%
紡績	綿糸、綿布など	22	124.24	0.46%
輸送用機器	自転車完成車と部品、ベビーカーなど	17	408.94	1.51%
その他	化学品、染料、運動器材、精密機器、金型、車金属製品、ガラス、ゴム、電子製品、電機製品、娯楽設備など	117	1,521.92	5.61%
伝統産業	タオル・アパレル、靴など台湾側の伝統産業に衝撃を与える品目は開放せず。			
農産品	中国からの農産品の輸入は開放せず			
サービス業		9		
非金融サービス	①研究開発サービス、②会議サービス、③展示サービス、④特製品設計サービス（室内設計は除外）⑤中国語映画の上映と共同制作（年間10本）、⑥ブローカーサービス、⑦運動・レクリエーションサービス、⑧空運サービス（コンピュータ予約システム）	8		
金融サービス	銀行業	1		
労働者の移動	中国人労働者の台湾での就業は開放せず			

出所) 經濟部工業局「兩岸經濟協議貨品早期收穫計畫」2010年7月20日 (<http://www.moeaidb.gov.tw>)より作成

表V-5 台湾側関税引き下げスケジュール

2009年輸入税率	実施1年目：2011年1月1日	実施2年目：2012年1月1日	実施3年目：2013年1月1日
0～2.5%以下	無税		
2.5%超～7.5%以下	2.5%	無税	
7.5%超	5%	2.5%	無税

出所) 經濟部工業局「兩岸經濟協議貨品早期收穫計畫」2010年7月20日 (<http://www.moeaidb.gov.tw>)より作成

表V-6 中国側関税引き下げスケジュール

2009年輸入税率	実施1年目：2011年1月1日	実施2年目：2012年1月1日	実施3年目：2013年1月1日
0～5%以下	無税		
5%超～15%以下	5%	無税	
15%超	10%	5%	無税

出所) 經濟部工業局「兩岸經濟協議貨品早期收穫計畫」2010年7月20日 (<http://www.moeaidb.gov.tw>)より作成

事業展開に相当な影響を与えるとともに、高い経済成長を実現している中国の経済、政治、社会などの変化も何らの形で台湾の経済に直接に作用すると考えられる。

4 台湾企業の中国進出による影響

これまでに検討してきたように、中国当局は政治的・経済的意図などにより、対台湾政策の一環として中台間の経済貿易交流を強化してきた。過去に比べて大きく変貌を遂げてきた台湾企業は、グローバルな事業展開のために、必然的に広範囲に及ぶ優遇措置を提供してくれる中国への進出を最優先に考量した。中国は実際、台湾との経済交流拡大政策で現代化の実現に必要な資金や人材、知識、技術、機械設備などを台湾から獲得したと同時に、台湾の中国への経済依存度を高めた。

(1) 「台湾で受注・海外（中国）で生産」

中台間の経済交流の拡大に伴い、多くの台湾企業は、台湾で受注し、中国工

場で生産をしてできあがった製品を第三国に輸出したり、直接現地での利活用・消費に提供する事業モデルでビジネスを展開する。このため、受注高が増加しても、台湾の輸出高は伸びず、また、台湾の就業者数増加にもつながらない状況を招来している。

表V-7に示されているように、1999年以降、主要製品の受注高はおおむね順調に伸びているが、総じて海外での生産比率も高くなる傾向にある。その中にコンピュータや通信機器などの情報通信関連製品のように7割以上が海外で生産されている製品もみられる。平均海外生産比率は、1999年の12.24%から2012年の50.91%に増大した。

經濟部統計処は「台湾で受注・海外で生産」の実態を把握するために、2010年より毎年台湾企業を対象に実態調査を行い、その結果を公表している。2011年に3,000社の台湾企業に対し行われた同調査（有効回答企業社数が2,718社）では、中国・香港での生産が海外生産全体の46.83%を占めていることが明らかになっている³⁴⁾。さらに、主要製品の海外生産比率をみると、最も高い比率となっているのは、情報通信製品の62.36%で、2位がエレベータやモーター、発電機などの電機製品（62.36%）で、3位の光学やカメラ、医療機器などの精密機器製品が59.94%である（表V-8）。この調査結果から「海外での生産」は「中国での生産」を意味する。

「台湾で受注・海外で生産」の理由としては、「生産コストの安さ」、「顧客の要求」、「現地での原材料等の供給が便利」、「現地市場の開拓」が上位を占めている。特に「生産コスト」が中国での生産活動展開の決定において最大の理由となっている（図V-8）。

中国にある台湾企業の生産事業拠点で生産された製品の販売先に関する調査結果（表V-9）では、製造企業と貿易企業はともに第三国への輸出を主要目的として、現地顧客への販売が次である。台湾への逆輸出は全体の1割も満たしていない。

台湾で受注・海外（中国）で生産の割合の高さをみると、中国は台湾企業に

表V-7 主要製品別の台湾国内受注高と海外生産比率

年	合計		化学製品		プラスチック・ゴム		基本金属		電子製品		機械		電機製品		情報通信		精密機器	
	受注高 (百万米 ドル)	平均海 外生産 比率(%)	受注高 (百万米 ドル)	海外生 産比率 (%)	受注高 (百万米 ドル)	海外生 産比率 (%)	受注高 (百万米 ドル)	海外生 産比率 (%)	受注高 (百万米 ドル)	海外生 産比率 (%)	受注高 (百万米 ドル)	海外生 産比率 (%)	受注高 (百万米 ドル)	海外生 産比率 (%)	受注高 (百万米 ドル)	海外生 産比率 (%)	受注高 (百万米 ドル)	海外生 産比率 (%)
1999	127,474	12.24	3,974	1.63	7,312	8.29	11,277	4.47	22,207	9.18	7,810	5.94	4,438	16.35	23,457	23.03	2,542	22.25
2000	153,424	13.28	4,767	1.5	8,978	11.73	13,875	4.94	34,209	8.03	8,176	5.84	5,687	19.17	27,652	24.86	3,145	28.76
2001	135,714	16.69	4,900	1.84	8,069	12.84	12,505	7.32	26,122	13.34	8,020	16.42	5,063	24.99	24,249	25.93	3,638	34.85
2002	150,952	19.28	5,499	1.91	8,398	9.65	14,614	8.85	29,081	15.09	9,032	15.23	5,011	31.41	30,180	34.29	3,891	32.4
2003	170,028	24.03	6,533	2.96	9,267	9.83	15,266	8.17	33,892	20.11	9,606	10.01	5,839	34.93	35,003	45.41	6,370	46.21
2004	215,087	32.12	9,029	20.21	12,129	12.84	20,081	11.76	47,028	29.55	12,220	25.39	8,911	39.81	40,295	60.71	11,531	39.4
2005	256,393	39.88	10,998	27.55	14,926	15.69	21,678	15.49	57,188	37.05	13,290	31.30	13,907	48.10	50,174	73.01	15,632	46.79
2006	299,313	42.31	13,276	32.93	16,146	15.56	24,565	13.80	68,823	36.02	13,967	27.54	17,157	52.65	61,734	76.48	20,646	47.76
2007	345,814	46.13	16,220	26.04	19,074	13.81	28,391	13.99	79,466	43.60	15,729	23.74	17,956	52.27	74,949	84.29	27,923	47.05
2008	351,723	47.00	18,825	19.51	19,957	15.63	28,109	13.65	82,094	47.05	14,648	23.26	16,924	49.74	79,856	85.05	28,485	47.36
2009	322,440	47.87	15,432	11.05	18,199	15.10	21,225	10.23	78,204	44.50	10,486	24.84	16,768	53.42	79,323	81.85	28,188	54.06
2010	406,720	50.43	21,781	20.17	23,637	18.62	27,139	14.45	99,345	49.46	16,124	21.91	20,811	58.60	100,589	84.82	36,698	56.62
2011	436,125	50.52	24,605	20.45	25,486	18.84	30,652	16.83	101,908	52.27	20,849	20.15	17,891	62.36	109,028	83.57	36,719	59.94
2012	441,007	50.91	23,258	20.57	24,895	18.70	28,701	16.65	103,347	52.36	20,644	18.70	17,567	67.84	110,563	84.56	37,012	56.51

出所) 經濟部統計処資料より作成 (<http://www.moea.gov.tw>)

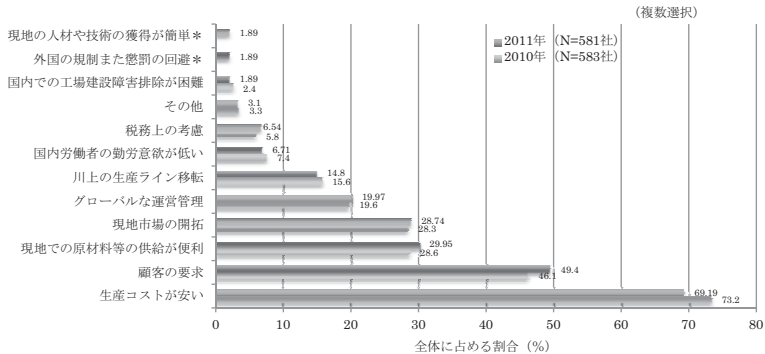
V 台湾企業の中国進出に関する一考察（施）

表V-8 2011年度主要製品の地域別生産比率

単位：%

	台湾	海外生産	中国・香港	ASEAN6カ国	その他のアジア地域	欧米地域
総計	49.48	50.52	46.83	1.41	1.65	0.55
化学製品	79.55	20.45	13.32	4.34	1.55	1.24
プラスチック・ゴム製品 及びその製品	81.16	18.84	13.01	3.76	1.89	0.27
基本金属及びその製品	83.17	16.83	13.15	1.41	1.73	0.49
電子製品	47.73	52.27	41.81	3.43	6.05	0.96
機械	79.85	20.15	17.76	0.44	1.46	0.45
電機製品	37.64	62.36	61.16	0.36	0.79	0.05
情報と通信製品	16.43	83.57	82.52	0.16	0.00	0.88
精密機器	40.06	59.94	58.80	0.06	0.72	0.36

出所) 經濟部統計処『100年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2012年5月31日、3頁



出所) 經濟部統計処『100年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2012年5月31日、8頁

*：2011年度調査の追加項目

図V-8 台湾で受注・海外で生産の理由

表V-9 台湾で受注・海外で生産による製品販売形態

単位：%

		台湾で受注・海外で生産企業数(社)		現地販売	台湾への逆輸入	第三国への輸出
		2011年	2010年			
総計		581	583	20.01	8.15	71.84
	2010年			17.19	9.01	73.80
企業形態別						
製造企業	2011年	453		20.52	8.30	71.18
(製造兼貿易企業を含む)	2010年	457		16.97	8.55	74.49
貿易企業	2011年	128		11.10	5.55	83.35
	2010年	126		22.47	20.01	57.52

出所) 經濟部統計処『100年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2012年5月31日、11頁

とって重要な生産・輸出拠点となっており、しかもその割合が年々上昇傾向にある。しかし、中国経済の好調による人件費・用地費用等の急上昇や当局の労働に関わる法改正³⁵⁾、技術力を高めてきた現地企業との競争などで、コストを第一に考える台湾企業にとって、安い生産コストでの生産活動は不可能となり、競争も一段と激しくなるなか、従来のような事業展開は困難とみられる。

(2) 「一つの中国」と「92コンセンサス」

先進国が経験してきたように、経済成長につれて社会や産業構造に大きい変化が生じる。そのため、それらの環境変化に順応できない企業は淘汰されるが、逆に変化をビジネスチャンスと捉え積極的に事業に取り組む企業も存在する。この意味で中国に進出している世界各国の企業と同様に、中国で事業活動を展開する以上、台湾企業も一様に変化に直面する。

近年、主要先進国の経済が軒並み行き詰まっているなか、高い経済成長を実現させ、「世界の工場」から「世界の市場」へと大きく変貌し、世界第2位の経済大国になった中国は、今や世界各国にとって重要な存在となっている。こうしたなか、台湾企業は自由意志で、中国でビジネス活動を正常に展開できるかは重要であり、このこともまた台湾経済発展を左右する。

しかし、本論で検討してきたように、台湾との経済交流推進に関して、1979年以降、中国は台湾企業に利益を与える一方、「近代化のための台湾資本・技術の吸収と利用」と「一つの中国・平和統一の手段」という2つの最高指導原則を終始一貫して堅持しており、変化の兆しは一向にない。中国の対台湾政策すべてはこの2つの原則が前提であることを考えると、以前から中国の対台経済政策は「中台統一」達成のためのものであり、この目的の実現に背反することは断固認めない。このため、台湾政府は、とりわけ蔣経国、李登輝、陳水扁政権の約28年間、「国家安全」、「台湾全体の利益」と企業個別の利益との衝突を繰り返しながら、対中経済政策に関して厳しい舵取を迫られてきた。2008年に国民党の馬英九が政権を奪還してから、従来の対中政策路線を大幅緩和したり、

変更したりしているが、中国の対台湾政策の根幹は揺るがない。

したがって、台湾独立色の強い民進党の陳水扁が2000年に政権の座についてから、中国は見せしめの意味合いも含めて、国内で事業展開する民進党支持の台湾企業家³⁶⁾や芸能人³⁷⁾などに対して、猛烈な非難を浴びせたり事業活動を制限したりした。これらの出来事は、中国に迎合したり忠誠心を示すことが中国での事業展開に必要であることを猛烈に暗示している。

2008年に馬英九政権成立後、中国国民党と中国共産党が中心となり、中台双方は融和状態を意図的に演出している。そのシンボルとなるのは、ECFAの締結であろう。この協議締結に当たって、台湾側は、「独立か統一か」という政治問題とは関係なく、全く経済次元に関する協議であると国内に対して説明してきた。しかし、中国側は「一つの中国」と「92コンセンサス」を前提に交渉を進めるという姿勢で交渉の席に臨む。

ECFA交渉期間中の2010年2月27日に、温家宝はオンラインで自称台商の魯雲平との対話のなかで、ECFA締結に際し、中国は「台湾と中国は兄弟関係にある」ため、中台間の経済規模の格差を考慮して台湾に「利益を譲る」、いわゆる「譲利説」に言及した³⁸⁾。また、第11期全国人民代表大会第3次会議終了後の国内外記者会見で、台湾の聯合報記者・汪莉娟の先日の発言に関する質問に対して、再度「兄弟関係」と「譲利」を提起した³⁹⁾。

温家宝の2度にわたる発言のなかでは、ECFAの交渉について台湾の国論が二分している事情を勘考して、あえて明確に「一つの中国」に触れていないと思われる。この温の発言から、中台は現在別個の存在であるが、同じ父母を持ち、すなわち「一つの中国」に属しているため、兄の中国が弟の台湾を世話して「利益」を譲るという微妙なニュアンスは読み取れる。

2012年11月26日に、國務院台湾事務弁公室主任の王毅は、いわゆる「92コンセンサス」20周年座談会で、「92コンセンサス」の核心が「一つの中国」の堅持にあると強調しながら、中台間の関係改善や発展はすべて「92コンセンサス」を基礎にしていると言明している⁴⁰⁾。

上述したように、李登輝や辜振甫、陳水扁等は「92コンセンサス」の存在を直截に否定している。これに対して、その存在を認めている馬英九を始め、国民党の関係者は、その内容に関して、中国が主張している「一中原則」とは異なり、「一中各表」、すなわち一つの中国の実体については、各自表現することで、「一つの中国」は「中華人民共和国」でなく「中華民国」を指すという解釈をしている。中国が国民党のこの解釈を認めないのは当然至極である。こうして、双方の「92コンセンサス」の内容に対する認識の相違が明白である。その意味で、皮肉的にも「コンセンサスがない」ことが中台双方の「コンセンサス」であると理解できる。双方にこうした不一致が存在しているにもかかわらず中国と台湾の国民党の間にある解釈の相違を棚上げして、相互に「92コンセンサス」を基礎に2008年以降の中台間交流を進めてきた。

ECFA とその後続交渉の一つであり、2年間の交渉を経て2012年8月9日に台湾・台北市内で双方の窓口機関の代表者によって調印された「海峡兩岸投資保障和促進協議」⁴¹⁾（投資保護・促進協定）も中国側が主張している「一つの中国」という枠内で議論が進められた。この協定の交渉において、台湾側は、企業と当局間の紛争処理を国際仲裁機関に委ねると主張したが、中国側は「一つの中国」原則で最後までそれを譲らなかった。

このように、経済交流やそれに関する協定の締結においては、台湾側に「経済的利益」を譲っても、中国は、国家主権に関わる事項では、台湾を中国の一地方政府と位置づけし、一歩たりとも譲歩しない。馬英九政権が説明している「一中各表」は幻想であり、一つの虚構に過ぎない。

おわりに

1979年の米台関係断絶・米中関係樹立をして以来、中国の対台湾政策の核心は、一貫して「一つの中国」のもとで、「平和統一」、すなわち「台湾併呑」の実現である。中国は、「武力による統一」は放棄していないが、目標の達成に

は、経済的利益を重視する台湾企業に提供し、それと平行して国の近代化に必要な資金や技術、人材などを台湾から吸収するという一石二鳥的な手法を利用してきた。この手法は、今日の中国の経済成長と台湾経済の対中依存度の高さからみれば、成功しているといえる。

現在、経済貿易交流に限らず、中台間の人的往来や学術・文化などにおける交流も活発に行われている。しかし、これらの交流は、緊密な中台関係の創出で「一つの中国」すなわち「中華人民共和国」による「中台統一」の実現に帰結できる。

本論で検証してきた対中投資や輸出の集中は、台湾経済の対中依存度を増大させる一方、中国経済の変化や中国政府の政策によるリスクも増幅させている。また、「以商逼政」、「以経促統」などは着実に進められている。

中国で経済活動を展開する際、欧米や近隣諸外国が問題視している「チャイナリスク」以上に、今後の台湾の独立性・主体性と経済発展を考えると、台湾は、いわゆる「大中華経済圏」や「中国を介して世界とつながる」に伏在する重大な危険を認識する必要がある。とりわけ台湾企業は、従来緊密な関係にある日米欧等諸外国との協創関係の構築が重要となり、同時に近年高い経済成長が続いている東南アジアへの再進出も求められる。

注記

- 1) 『人民日報』1979年1月1日付
- 2) この文書の発表とともに、中国国防部長徐向前は、人民解放軍に対して1958年以降続いていた金門諸島への砲撃の即刻中止を命令した。
- 3) 『人民日報』1981年10月1日付
- 4) 「中国共産党大事記・1982」中国共産党新聞 (<http://cpc.people.com.cn>)
- 5) 『人民日報』1983年6月26日付
- 6) 行政院大陸委員会編『大陸工作参考資料 第貳冊』1998年3月、56～58頁
- 7) 『人民日報』1995年1月31日付
- 8) 大嶋英一『中台経済関係の進展と台湾の自立性』交流協会、2010年3月、7頁

- 9) 「胡錦濤主席在十屆人代一次會議上的講話全文」新華網 (<http://news.xinhuanet.com/>)
- 10) 「總統以視訊直播方式於世界台灣同鄉聯合會第二十九屆年會中致詞」台灣總統府 (<http://www.president.gov.tw>)
- 11) 大嶋英一、前掲、7頁
- 12) 「胡錦濤就新形勢下發展兩岸關係提四點意見」新華網 (<http://www.xinhuanet.com>)
- 13) この名称は、1992年の香港会談で中台双方の窓口機関が「一つの中国」問題に関して達成したとされる合意に対して、台湾行政院大陸委員会委員長の蘇起が名付けた。中国側がその内容を「双方が一つの中国を堅持する」としてとらえているが、台湾側は「一中各表」、すなわち「一つの中国の意味について各自解釈する」との立場を取っているとされている。しかし、台湾側の対中交渉窓口機関の当時の責任者である辜振甫はこの「92コンセンサス」の存在を否認している。黄天才・黄肇珩著『勁寒梅香—辜振甫人生紀實』聯経出版、2005年を参照されたい。
- 14) 『自由時報』2005年4月30日付
- 15) 「胡錦濤會見連戰 對兩岸關係發展提四點建議」新華網 (<http://news.xinhuanet.com>)
- 16) 「紀念『告台灣同胞書』30周年 胡錦濤發表重要講話」國務院台灣事務弁公室 (<http://www.gwytb.gov.cn>)
- 17) 「胡錦濤同中國國民黨主席吳伯雄舉行會談」新華網 (<http://news.xinhuanet.com>)
- 18) 郭正亮「兩岸三通的政治邏輯」『東吳政治學報』第10号、東吳大学人文社会学院政治学系、1999年9月、69～70頁
- 19) 大嶋英一、前掲、9頁
- 20) 郭正亮、前掲、85頁
- 21) 李登輝の「戒急用忍」政策については、黄偉修「李登輝總統的大陸政策決定過程—「戒急用忍」を事例として」『日本台湾学会報』第10号、2008年5月、97～118頁を参照されたい。
- 22) 經濟部「在大陸地区從事投資或技術合作審查原則」2001年11月20日 (<http://www.moea.gov.tw>)。この政策の正式公布に先立ち、同月7日に開催された関係中央機関による共同記者会見で政策制定に関する説明が行われた。「戒急用忍」を改める理由については、1. 国内外環境の急速な変化に対する競争力の強化、2. 中国に対する投資構造は、労働力集約型を中心とした伝統産業から司法・技術集約型産業へ変化したこと、3. 国内産業構造高度化の進展がある。「落實大陸投資『積極開放、有効管理』政策說明」大陸委員会 (<http://www.mac.gov.tw>)
- 23) 「中華民國95年元旦總統祝詞」『總統府公報』第6667号、2006年1月4日、2～10頁
- 24) 行政院大陸委員会「兩岸經貿『積極管理、有効開放』政策說明」2006年1月2日
- 25) 大陸委員会、内政部、經濟部、交通部、農業委員会、金融管理委員会及有関機關「兩岸

- 経貿『積極管理、有効開放』配套機制」2006年3月22日（<http://www.mac.gov.tw>）
- 26) ECFA 兩岸經濟合作架構協議（<http://www.ecfa.org.tw>）
- 27) 經濟部「推動兩岸經濟合作架構協議之可能內容」2009年4月7日（<http://www.moea.gov.tw>）
- 28) 同上
- 29) 經濟部「兩岸經濟合作架構協議之影響評估—摘要說明—」2009年7月29日（<http://www.moea.gov.tw>）
- 30) 中華經濟研究院 ECFA 研究團隊「『兩岸經濟合作架構協議之影響評估』報告」2009年7月29日（<http://www.cier.edu.tw>）
- 31) 商務部「兩岸經濟合作框架協議研究報告摘要說明」2009年10月13日（<http://tga.mofcom.gov.cn>）
- 32) 中華經濟研究院「兩岸研究單位有關『兩岸經濟合作架構協議』研究的共同結論與建議」2010年1月20日（<http://www.cier.edu.tw>）。この報告では、4点の提案がされている。1. 双方は、两会（台湾側の海峡交流基金会と中国側の海峡兩岸關係協會）による現行の交渉方式で速やかに経済協力枠組み協議に関する交渉を開始し、容易なことから始めその後逐次に困難なことに取り組むことで、段階を踏んで後続交渉を推進して、双方に互惠、有利な状況を共創する。2. 研究によれば、双方の協議内容は、物品とサービスの市場開放と経済協力領域を含む主要経済活動を網羅しなければならない。同時に、双方の企業と民衆ができるだけ早く該当協議の部分成果を享受するために、アーリーハーベストに関する交渉を提案する。3. 将来の市場開放プロセスの中で双方の一部分の産業が輸入による衝撃に直面するため、内部調整を行う必要がある。これらの産業については、漸進的市場開放または弾力的な処理方式の適用を提案する。4. 協議結果を円滑に実施するために、関税の減免と市場開放の他に、原産地規則、サービス提供者の定義、貿易救済処置、紛争解決メカニズム等の関連した貿易規則を早急に制定することを提案する。
- 33) 本協議は、第一章 総則、第二章 貿易及び投資の自由化、第三章 経済協力、第四章 アーリーハーベスト、第五章 その他（紛争処理等）の計5章16条と5つの付属文書からなっている。
- 34) 經濟部統計処『100年外銷訂單海外生産実況調査報告—提要分析—』2012年5月31日、1～17頁
- 35) 2008年に「労働合同法」の実施で、例えば中国都市部の製造業平均賃が急上昇した（経済産業省『通商白書』2012年度版、113頁）。また2011年11月に公布された「社会保険費申報繳納管理規定（草案）」では、従来の養老、医療、失業に新たに労災、出産を付け加える新しい社会保険を強制徴収する規定となっている。この規定が実施されると、企業が社会

保険料の納付を拒否すれば懲罰されるだけでなく、賠償責任を負わされる可能性がある。

- 36) 2004年5月31日付の『人民日報海外版』で、「在祖国大陸賺錢却支持『台独』豈有此理！我們不歡迎『綠色』台商」という記事のなかで、「中国で利益をあげながら台湾で台湾独立を支持する人を歓迎しない」という、国務院台湾事務弁公室スポークスマンの張銘清の発言を引用しながら、李登輝、陳水扁、民進党の支持者である「奇美グループ」会長の許文龍を名指して批判を行った。2005年3月26日に中国の圧力に屈服した形で許文龍は「退休感言」を発表し、その中で「台湾と大陸はともに1つの中国に属する」ことに言及している。また、この記事の約1週間前、中国銀行と戦略的提携契約締結のために中国に赴く第一金融ホールディングス会長・謝寿夫、総経理・蔡哲雄に対して、中国は「陳水扁の支持者」との理由で入国を拒否したことが台湾の新聞に取り上げられた（『聯合報』2004年5月25日付）。
- 37) 2000年5月20日に行われる陳水扁の総統就任式典で中華民国国家を歌ったため、中国でテレビCMの放送やコンサート中止に追い込まれた。
- 38) 『聯合報』2010年2月28日付
- 39) 『聯合報』2010年3月14日付
- 40) 中央通信社「王毅：九二共識是與台交往基礎」2012年11月26日 (<http://www.cna.com.tw>)
- 41) この投資保護・促進協定は、18条と1付属文書からなる。